

こども図書館船事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、こども図書館船事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、県が所有する「こども図書館船」を活用した読書などの体験活動等を通して、子どもたちの豊かな感受性や創造性、生涯における学びの基礎となる読解力、瀬戸内に対する愛着心を育むとともに、離島等との交流人口の拡大など、地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) こども図書館船事業の企画、準備、実施その他の事業
- (2) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 監事 2名

- 2 会長は、香川県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、株式会社安藤忠雄建築研究所代表取締役をもって充てる。
- 4 理事は、香川県政策部長をもって充てる。
- 5 監事は、株式会社百十四銀行県庁支店長及び香川県離島振興協議会監事をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、並びに会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び監事（以下、「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した委員等の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員等の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会長の判断により、書面による開催とすることもできる。
- 3 委員等は、やむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 総会の議決は、出席した委員等の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に総会への出席を求めることができる。

(議決事項)

第9条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他実行委員会の事業に関する重要な事項

(専決処分)

第10条 会長は、緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認められるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、香川県政策部地域活力推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第5章 会計

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日限りとする。

第6章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第15条 実行委員会が解散する場合において、その残余財産が存在する場合の帰属先は、総会で決定する。

第7章 補 則

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月17日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	役職名
委 員	香川県知事
委 員	株式会社安藤忠雄建築研究所代表取締役
委 員	香川県政策部長
委 員	香川県離島振興協議会会長
監 事	株式会社百十四銀行県庁支店長
監 事	香川県離島振興協議会監事